

# 「大猪甘人面」に関する覚書

笹川尚紀

## 1 はじめに

正倉院古文書続修第10巻は、「山背国愛宕郡天平四年計帳断簡」に相当し、3断簡によって構成される。そのうちの一つは、縦30.1cm・横4.0cmの小さなもので、4行分の墨書が確認される。しかしながら、最初と最後の行は文字の残りがごく僅かで、判読は非常に難しい<sup>(1)</sup>。以下に掲げるのは、2・3行目の記述である。

女大猪甘人面宇麻後売年伍拾貳歳丁女頬疵

女大猪甘人面阿治売年肆拾伍歳丁女右頸疣

「山背国愛宕郡天平四年計帳断簡」全体では、22名の郷戸主の名が記されているものの、先の2人の女性がどの戸に属していたのかは不明である。問題にしたいのは、両者の氏名であるが、「大猪甘人面」がそれに当たることはまず動かないであろう。かかる氏名は、他の史資料には一切見出すことができず、すこぶる珍しいものであるといえる。

小稿では、この「大猪甘人面」という氏名の由来についてあれこれ考えたところを披瀝していくこととする。史料が乏しい故に推測に推測を重ねたところが多く、恣意的な解釈がしばしば見受けられることと思う。諸賢の御斧正を頂ければ幸いである。

## 2 先行研究の概観

まず最初に、「山背国愛宕郡天平四年計帳断簡」について簡単に説明を加える。本文書は、天平4年(732)に書き上げられた計帳歴名で、その後、数回にわたって補訂が行われたことが確認される<sup>(2)</sup>。戸主秦小尔の戸口奴稻敷にまつわる追記には「從~~愛宕郷~~山背忌寸凡海戸~~来附~~」とあって<sup>(3)</sup>、愛宕郷の前に国郡名が記されていないことから、愛宕郷と同一の郡、すなわち山背国愛宕郡に属する某郷の計帳歴名であることが押さえられる<sup>(4)</sup>。

岸俊男氏は、それにみえる氏姓などを勘案し、某郷は錦部郷である可能性を示唆している<sup>(5)</sup>。幾つかの史料によって錦部郷の郷域を推定することは可能であるが<sup>(6)</sup>、『中右記』天仁元年(1108)10月3日己卯条<sup>(7)</sup>によると、大嘗会における御視点地の際、山城国の土風を知る者にその場所の郷名を問うところ、「愛宕郡錦織郷吉田村」と答えているので、吉田村の比定地である京都市左京区吉田一帯がこの頃、錦部郷に包含されていたことが窺え

る<sup>(8)</sup>。もとより、愛宕郡のどの郷の計帳歴名か、その確定は今後の喫緊の課題である。

さて、「大猪甘人面」に眼を向けるに、このような変わった氏名を持つ集団が愛宕郡某郷、ないしはその周辺に集住していたことはまず疑いなかろう。かかる氏名がどのような意味を有するのか、この点を解き明かしていく場合、それを如何様に分解できるかが大きな鍵となるといえる。「大」「猪甘」「人面」、「大」「猪甘人」「面」の二通りの解釈があり得るとして大過なからうが、果たして何れが穏当なのであろうか。以下に史料を取り上げ、考察をめぐらしていくこととする。

『古事記』安康段

於是、市辺王之王子等、意祁王・袁祁王〈二柱。〉聞此乱而逃去。故、到山代苅羽井、食御粮之時、面黥老人来、奪其粮。尔、其二王言、不<sub>レ</sub>惜<sub>レ</sub>粮。然、汝者誰人。答曰、我者山代之猪甘也。故、逃渡玖須婆之河、至針間国、(後略)

『古事記』顕宗段

初、天皇逢難逃時、求奪其御粮猪甘老人上。是得<sub>レ</sub>求、喚上而、斬<sub>レ</sub>於飛鳥河之河原、皆断其族之膝筋。是以、至于今其子孫、上<sub>レ</sub>於倭之日、必自跋也。故、能見志米岐其老所在。〈志米岐三字以<sub>レ</sub>音。〉故、其地謂志米須也。

父である市辺之忍齒王が雄略によって淡海之久多綿之蚊屋野で殺害されたことを知り、意祁王（仁賢）・袁祁王（顕宗）は逃走する。その途中、山代の苅羽井で糧食を食べようとした時、顔に入墨をした老人たる山代の猪甘によってそれが奪われたとされる。その後、即位した顕宗は、猪甘の老人を探し出して飛鳥河の河原で斬り殺し、その一族の者に対しては膝の腱を断ち切ったと語る。両伝承は一連のものであり、後者はさらに地名起源譚としての役割も有している。

山代の苅羽井の比定地は、山城国綴喜郡の式内・樺井月神社が鎮座する城陽市水主付近に想定される。『延喜式』雜式には「凡山城国泉河樺井渡瀬者、官長率東大寺工等、毎年九月上旬造仮橋、来年三月下旬壊収。(後略)」とあって、「山城国泉河樺井渡瀬」の存在が知られる。宝暦4年（1754）に成立した『山城名跡巡行志』第6・綴喜郡3では「樺井渡 在当村（水主村一筆者註）。渡木津川。又云水主渡」とみえており<sup>(9)</sup>、これを踏まえると、樺井の渡瀬は城陽市水主付近に所在した可能性が強い。とすると、意祁・袁祁両王は、木津川の渡河点付近で休憩をとったとされていると目され、且つ山代の猪甘は、その近辺に居住していたことが押さえられる。おそらく、この山代は、相楽郡・綴喜郡・久世郡一帯のいわゆる狭義のヤマシロに相当するとしてよからう<sup>(10)</sup>。

「大猪甘人面」の「猪甘」は、山代の猪甘と等しく、ヤマト王権によって編成された猪の捕獲・飼養に従事した集団を指すものと考えられる。猪甘はまた猪養・猪飼とも表され、猪肉とともに猪皮<sup>(11)</sup>・猪膏<sup>(12)</sup>・猪脂<sup>(13)</sup>（「膏」は溶けたもの、「脂」は固まったもの）等も中央に貢上していたと思料される。『古事記』顕宗段の説話に、「至<sub>二</sub>于今<sub>一</sub>其子孫，上<sub>レ</sub>於倭之日，必自<sub>レ</sub>跛也」と記されており，これらの物品を進納する際，猪甘は跛行の所作をとっていたことが窺える。平安時代前期の事柄となるが，王臣家人および百姓らが北山で取った鹿や麋を鴨川の水源地から上流にかけて洗ったり，また賀茂神山で無頼の輩が猪や鹿を偷み射ることに対して禁制が下されている<sup>(14)</sup>。山背国愛宕郡の辺りには，古くより猪が多く生息し，それが捕獲されていたことはまず間違いあるまい。ただし，先の山代が狭義のヤマシロであると推測されることに徴するに，「大猪甘人面」の氏名を持つ宇麻後売・阿治売およびそれらの父が，山代の猪甘の子孫に該当すると捉えることは難しい。

佐伯有清氏は、『古事記』安康段の説話に山代の猪甘が黥面であるとされているのを勘案し，「大猪甘人面」に関して次のように述べる<sup>(15)</sup>。

大猪甘人は「オホキカヒヒト」と読むが，「面」はなんと訓んだらよいのか。「オモテ」か「メン」か。あるいは山代の猪甘の老人の伝承にみえる「面黥ける」の「面」に由来する語なのだろうか。とすればこの「面」は「メサキ」と読むのが正しいことになる。大猪甘人面は「オホキカヒヒトノメサキ」と読めるのではないかという一案を，ここに提示しておこう。

まことに興味深い推論ではあるが，問題がないわけではない。『古事記』安康段の伝承から，山代の猪甘が顔に入墨をしていたことは押さえられるものの，全ての猪甘が果たしてそうであったかは断定の限りではない。ヤマト王権によって各地に猪甘が設置された時期は決して一律ではなく，時代が下るにつれて黥面が施されなくなった可能性も十分あろう。前記したように，「大猪甘人面」は『古事記』安康段などにみえる山代の猪甘の後裔に当たらない蓋然性が強く，然りとすれば，それを氏名に持つ集団の先祖が顔に入墨を行っていたかどうかは不明であるといえる。そして，そもそも「面」一字に黥面の意味を込めることができるのか逡巡を覚えるのである。

『続日本紀』天平宝字5年（761）3月庚子条によると，百濟人の面得敬ら4人に春野連の姓が与えられており，『新撰姓氏録』右京諸蕃下・百濟には，春野連と同祖で百濟速古王の孫・比流王の後裔と称する面氏が，「不<sub>レ</sub>載<sub>二</sub>姓氏録<sub>一</sub>姓」のなかに面がみえている。面という氏名は，おそらくは朝鮮半島の地名に由来するのであろうが，かような氏名が存在

することに照らすに、佐伯氏が説くように「猪甘人」と「面」で分けることもまた可能であることが想察される。ただし、それらは百済系の渡来氏族であって、京都盆地のどこかに土着していた「大猪甘人面」との繋がり是一向に看取し得ない。また、『古事類苑』姓名部1・姓氏上では、「人面」をカバネとして取り扱っていて、全く腑に落ちないものの、「大猪甘」と「人面」に分けている点は注目に値するといえる。詮ずるところ、「大」「猪甘」「人面」で構成されている可能性も十分に残されているのであって、このことを検討の対象として一切顧慮していないのはすこぶる問題となるといえる。

結論的にいうと、「面」一字から何らかの意味を引き出すことは困難を極めるのであって、筆者は後者の解釈が妥当であると考え。この点に関しては節を改めて詳述していくこととしたい。

### 3 神衣祭における人面

「大猪甘人面」が「大」「猪甘」「人面」で成り立っていると捉えるのは、人面と称される者が我が国の古代に確認されることに注視するからである。

毎年4月と9月に、伊勢皇大神宮（内宮）および荒祭宮に神衣を奉獻する神衣祭が催された。服部氏・麻統氏がそれぞれ織作した和妙衣・荒妙衣が神衣に当たり、4・9月の1日から織り始められ、14日に両宮に供奉された<sup>(16)</sup>。この服部氏・麻統氏の神部とともに神衣の調進に従事したのが人面であり、女性の織子と対になる男性奉織者であった。

豊受大神宮禰宜度会行忠が弘安8年（1285）に撰作した『伊勢二所太神宮神名秘書』『神服麻統両機殿』のところで<sup>(17)</sup>に、人面の来歴に関する記述が掲げられている。

旧記云、神衣祭者、皇太神宮御座高天原之昔、人面等之遠祖天八千々姫殖桑葉於天香山、以所蚕之御糸織、供進御衣於太神。御垂跡之刻、彼神達奉戴雨具御機具、天降御座之以降、人面職掌人等為其末葉、以女子者号織子、以男子者称人面。職掌不違天宮之例以四九兩月十四日所謂進之御衣也。

人面・織子による御衣の供進は、それらの祖先である天八千々姫が高天原において天照大神にそれを奉獻したことに由縁するとある。天八千々姫は、同箇所にて天棚機姫神の子孫と記されているが、『古事記』『日本書紀』などの古典には確認し得ない。かかる伝承がいつ頃形成されたかであるが、『神宮雜例集』巻第2・政印事所収の大神部・神服連公道尚らによる嘉応2年（1170）9月29日の解状<sup>(18)</sup>に、「況於神御衣勤者、掛畏天照坐皇太神御坐天原之時、以神部等遠祖天御杵命為司、以八千々媛為織女奉織之間、御垂跡之

後、于<sub>レ</sub>今其勤誠以嚴重無双也」・「御糸奉納人面重次く八千々媛孫。」住宅」とみえているので、少なくとも平安時代末期には存していたことが窺われる。

さて、人面の意味であるが、織子と異なり、その解明は相当に難しい。皇大神宮禰宜を務めた藺田守良は、先に挙げた『伊勢二所太神宮神名秘書』や『神宮雜例集』所引の解状の記載は信用できないとし、男職であったかは定かではないとして、「人面は、…比登淤母とよまなか。…さて比登於母とは人母にて、織子娘の母ならん。…されば織子を扶けて祭祀に仕奉らしむる女の称と聞ゆ。……かゝればもと其娘を母の相具して参来しを、後には其家と定まりて、そを人面と呼びて其人々の仕奉る如くなりしか」という試案を呈示している<sup>(19)</sup>。しかしながら、『伊勢二所太神宮神名秘書』などの記述を無下に否定し去ることはできず、やはり男職として捉えていくことが必須となろう。それゆえに、人面に関する推定も容易に諒解することはできず、女性奉織者の呼称が織子であったことに照らすに、その語義もまた神衣を作るという職掌に因む可能性が残されているように思われる。

かかる人面の史料上の初見は、『太神宮諸雜事記』第1の以下の記事となる<sup>(20)</sup>。

天曆七年く癸丑く九月、神服神麻統二機殿、例貢く乃く神御衣、調備費参之間、五十鈴川、俄洗<sub>レ</sub>岸洪水出来、往還不<sub>レ</sub>通。因<sub>レ</sub>之神部人面等、乍<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>持<sub>二</sub>神御衣等<sub>一</sub>、三員宮司相共、二ヶ日夜之間、逗<sub>二</sub>留宇治山<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>同十六日<sub>一</sub>乗<sub>レ</sub>船、奉<sub>レ</sub>渡<sub>二</sub>件神御衣<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>納了。

村上天皇の天暦7年（953）9月、五十鈴川の洪水によって神御衣を携えた神部・人面らが宇治山で逗留し、2日遅れの16日に船を利用してそれを奉納し終わったとある。人面に関する史資料は決して多く残されているとはいえず<sup>(21)</sup>、その設置がいつ頃まで遡るのかを明らかにすることは叶わない。上記の史料からいえることは、天暦7年9月以前に人面はすでに存在していたという点のみである。けれども、神事における衣裳の製作に従事する男性を古くから人面と呼び慣わしており、かかる名称が伊勢皇大神宮（内宮）の神衣祭に奉仕する男性の職名として採用されるに至った可能性は十分に想定されよう。

以上、明証に欠ける嫌いがあるものの、筆者は、神衣祭における男性奉織者である人面の存在を重視し、「大猪甘人面」は、「大」「猪甘」「人面」によって成り立っていると推断する。具体的に述べれば、「猪甘」は猪を捕獲・飼養すること、「人面」は神祭における衣服の作製に与ることを意味し、畢竟、「大猪甘人面」という氏名は、職掌に因むものであると解する。もっとも、そう考える場合、何故に相異なる職務に由来する名称を二つも氏名に負うことになったのか疑問が生じよう。しかしながら、ある一つの史料を前提にすれば、

全く無関係と思われる「猪甘」と「人面」が、実は密接な繋がりを有していたことを汲み取ることができるのである。その史料とは、賀茂神社における御阿礼祭の起源伝承のことを指すのであるが、釈読に関して問題を抱えている部分があり、この点をも含めて様々に論究を実施していくことが求められているといえる。

#### 4 賀茂祭における「猪影」

京都盆地の北部、京都市北区上賀茂本山に上賀茂神社（正式名称は賀茂別雷神社）、左京区下鴨泉川町に下鴨神社（正式名称は賀茂御祖神社）が鎮座している。愛宕郡に所在した両社は、平安時代以降、王城鎮護の神として貴紳の尊崇を集めた。しかるに、下鴨神社の分立は奈良時代中葉頃に求められるとされており<sup>(22)</sup>、この点を踏まえ、小致ではそれ以前の社名を賀茂神社と表記することとしたい。

賀茂神社は、『新日本紀』巻第9・述義5・第3に引かれる「山城国風土記」逸文・可茂社条<sup>(23)</sup>などを勘案すると、鴨（賀茂）県主によって奉斎されていたことが知られる。

『本朝月令』第2・4月・中西賀茂祭事に引かれる「右官史記」の一節<sup>(24)</sup>などには、天武6年（677）2月に「令山背国<sub>宮</sub>賀茂神<sub>宮</sub>」とみえている。これが信頼できるとすると、7世紀後半に恒常的な社殿が設営されるに及んだと理解すべきであろう。この神社で毎年4月に執り行われていたのが御阿礼祭であり（以下、賀茂祭と記す）、厳粛な神迎への祭儀を主体とするものであった<sup>(25)</sup>。小稿では、主として奈良時代以前の時期のそれにまつわる史料を取り上げ、分析を加えていくこととする。

『新日本紀』文武2年（698）3月辛巳条

辛巳，禁<sub>山背国賀茂祭日</sub>衆騎射<sub>一</sub>。

『新日本紀』大宝2年（702）4月庚子条

夏四月庚子，禁<sub>祭賀茂神日</sub>，徒衆会集執<sub>仗騎射</sub>。唯当国之人不<sub>在禁限</sub>。

『新日本紀』和銅4年（711）4月乙未条

乙未，詔，賀茂神祭日，自<sub>今</sub>以後，国司毎年親臨檢察焉。

『本朝月令』第2・4月・中西賀茂祭事

国史云，……神龜三年三月，衆人会集，一切禁斷。

『類聚三代格』巻第1・天平10年（738）4月22日勅

勅，比年以来，祭<sub>賀茂神</sub>之日，会<sub>集人馬</sub>，悉皆禁斷。自<sub>今</sub>以後，任<sub>意</sub>聽<sub>祭</sub>。但祭礼之庭勿<sub>令</sub>闢<sub>乱</sub>。

7世紀末から8世紀前半にかけて、賀茂祭における「会衆騎射」がたびたび禁止されているが、最終的には天平10年4月にそれが解かれている。騎射とは、後世の流鏑馬の如きものであろうか。天平10年4月22日勅の「但祭礼之庭勿<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>闘乱<sub>一</sub>」という記述などからすると、それは喧噪を伴うものであったことが想定される。『続日本紀』大宝2年4月庚子条によって、山背国以外の人々も祭に加わっていたことがわかり、その殷賑の様が窺われる。天平9年4月に大伴坂上郎女が賀茂神社に参拝しており<sup>(26)</sup>、おそらくは賀茂祭に際しての事象と察せられるので、都人にも広く知られた祭儀であったことが推断される。かかる状況は、『続日本紀』文武2年3月辛巳条を踏まえると、少なくとも7世紀後半には遡り得るものといえるが、賀茂神社が鎮座する愛宕郡の人々が、古くから重要な祭祀としてそれを位置づけ、密に接し続けて来たことはまず疑いあるまい。

このような賀茂祭の起源（賀茂の乗馬）について語っているのが、平安時代中期成立の『本朝月令』第2・4月・中西賀茂祭事に引かれる「秦氏本系帳」の一齣である。

其祭祀日乗<sub>レ</sub>馬矣。志貴島宮御宇天皇之御世，天下挙国，風吹雨零。尔時勅<sub>二</sub>卜部伊吉若日子<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>ト，乃賀茂神崇也。撰<sub>二</sub>四月吉日<sub>一</sub>馬繫<sub>レ</sub>鈴，人蒙<sub>二</sub>猪影<sub>一</sub>而驅馳，以為<sub>二</sub>祭祀<sub>一</sub>，能令<sub>二</sub>禱祀<sub>一</sub>。因<sub>レ</sub>之五穀成熟，天下豊年。乗馬始<sub>二</sub>於此<sub>一</sub>也。

如上の史料によると、欽明の命によって賀茂祭が開始されたこととなる。『日本書紀』欽明28年（567）条の「郡国大水飢。或人相食。軫<sub>二</sub>傍郡穀<sub>一</sub>以相救」という記事に結びつけて理解する向きも存するが<sup>(27)</sup>、確実かどうかははっきりしない。もっとも、7世紀末には賀茂祭が執行されていたことが知られるので、その創始は大化以前に遡ると考えておそらく誤りあるまい。賀茂祭が実施されることによって、天候不順が治まり五穀成熟・天下豊年がもたらされたとみえており、愛宕郡を始めとする畿内各地の庶民の崇敬を集めるに及んだ原因の一つとして、その点を挙げることは許されよう。

さて、ここでとりわけ注目したいのは、「猪影」に関してである。先に掲げた史料は、神道資料叢刊8『新校 本朝月令』からの抜粋となるが、同書は「塙保己一の板本群書類従本を底本とし、中世に溯る古写本二本を副本として用い、併せて近世の写本を適宜参照して、新たに校訂を加えた」詳細なものである。同書から、諸本いずれも「猪影」という表記であることが押さえられ、何ら問題はないかのように思われる。しかしながら、近世以来、「猪頭」と解する所説が呈示されており、吟味を要する。以下に、やや煩瑣となるが、それに関する検討を施していきたい。

平安時代末期に顕昭が著した『袖中抄』第17・「セミノヲカワ」には、「山城国風土記」

逸文・可茂社条とともに、先の史料と同じものが掲げられている。現在、国立歴史民俗博物館に蔵されている古写本は、嘉元年間（1303～06年）をあまり降らない頃に書写されたものを多く含んでおり、第17もそれに当て嵌まる。そこでは、「猪影」と記されている<sup>(28)</sup>。また、天理図書館所蔵の古鈔本は、鎌倉時代に書写された第17のみの零本であるが、同様に「猪影」とみえている<sup>(29)</sup>。さらに、『日本歌学大系』別巻2所収のものは、室町時代の写本・穂久邇文庫蔵飛鳥井雅章手沢本を底本とするが、そこでも「猪影」とある<sup>(30)</sup>。

以上のことを踏まえて、まずは、今井似閑が認めた、享保2年（1717）3月の跋文を有する『萬葉緯』巻第18<sup>(31)</sup>に眼を向けたい。似閑は、『袖中抄』より賀茂祭の起源にまつわる箇所を細註で抜き出し、風土記逸文として採択している。近年、これを風土記逸文として認定することに対し疑問の声があげられているが<sup>(32)</sup>、その是非は措くとして、さしあたり問題にしている「猪影」のところをみると、『詞林采葉抄』では「猪頭」となっていると記す。そこで、遊行僧由阿が貞治5年（1366）以前に著した『万葉集』の研究書である『詞林采葉抄』を繙くに、南北朝期の書写で現存最古の写本である冷泉家時雨亭文庫蔵本では、「猪願」となっている<sup>(33)</sup>。また、応永8～12年（1401～05）写の天理図書館蔵本では「猪影」<sup>(34)</sup>、永享3年（1431）写の京都大学文学研究科国語学国文学研究室蔵本では「猪影」<sup>(35)</sup>とみえている<sup>(36)</sup>。「猪願」では意味をなさず、誤記としてよかろうが、結局のところ、古い時期の写本には「猪頭」ではなく「猪影」と記されていることが確認される。

続いて、賀茂神社にまつわる縁起伝承を考証した伴信友『瀬見小河』を取り上げる。その凡例によると、『袖中抄』旧本における賀茂神社の「縁起をもて本書とし、風土記、本系帳をもて、伝写の誤を校訂して、此考の證文とす」とあって、『袖中抄』を重んじ、『積日本紀』掲載の「山城国風土記」逸文・可茂社条、および『本朝月令』所引の「秦氏本系帳」における記載等を校定のために用いたことが知られる。そして、今問題としている「猪影」に関しては、諸書に「影」とあることに注意を払いつつも、『袖中抄』旧本およびその印本と「同じ書ざまなる写本」に「頭」とあること、『賀茂注進雑記』にも「猪頭」と記されていることを以て、「猪頭」を採用している<sup>(37)</sup>。その上で、「蒙猪頭とは、獅子舞といふもの、蒙る獅子頭のさましたる仮面なるべし」と解するものの、『古今著聞集』古本などにおける事例を踏まえ、「猪影」が正しい表記である可能性も示唆している点は見落とせない<sup>(38)</sup>。

『袖中抄』古写本における表記はすでにみたので、『賀茂注進雑記』に眼を転ずるに、同書は、上賀茂神社の神主岡本保可らによって延宝8年（1680）にまとめられたもので、翌9年に一部追筆が行われている<sup>(39)</sup>。現在、その刊本は2冊存するが、『続々群書類従』第1所

収のものには「猪頭」とみえている。しかるに、賀茂別雷神社発行の「当社蔵本四部、梅辻年久氏蔵本、市貞頭氏蔵本等を参照し」て校訂を施したものには、「猪<sup>頭イ</sup>影」と記されている<sup>(40)</sup>。それゆえに、『賀茂注進雑記』から「猪頭」を導き出すことは、その成立年次の新しさをも考慮して、慎重にならざるを得ない。

叙上に触れたもの以外では、治承年間（1171～81）をあまり降らない頃の成立と目される『伊呂波字類抄』十卷本<sup>(41)</sup>、貞治（1362～67）初めに稿本がまとめられ、後に修正を加えた覆勘本が作成された『河海抄』<sup>(42)</sup>、著述年未詳の『年中行事抄』<sup>(43)</sup>、16世紀中葉頃に成立し江戸時代初期に現在の如き体裁となった『二十二社註式』<sup>(44)</sup>、江戸時代初期以前成立の『諸社根元記』<sup>(45)</sup>、寛永13年（1636）に近い頃に撰作された『松尾社家系図』<sup>(46)</sup>、江戸時代前期成立の『賀茂皇大神宮記録』<sup>(47)</sup>などに、賀茂の乗馬に関する史料が引用されているが、『松尾社家系図』にのみ「猪頭」とあるものの、他は全て「猪影」と記されている。

ちなみに、日本古典文学大系2『風土記』では、「猪頭」とし「袖中抄」に「影」。本系帳（「秦氏本系帳」―筆者註）による」という鼈頭を付すが<sup>(48)</sup>、先述したように、「秦氏本系帳」では「猪影」とあって、誤りを含んでいる。新編日本古典文学全集5『風土記』でも、『群書類従』第6輯所収の『本朝月令』を底本とし、『日本歌学大系』別巻2所引の『袖中抄』を勘案して校訂しているにもかかわらず、「猪頭」とする<sup>(49)</sup>。おそらくは両書いずれかに拠っている場合が多いのであろう、「猪頭」と記述する研究論文は枚挙に暇がない。

かくして、諸書を概観した結果、「猪頭」ではなく「猪影」とすべきことが明らかになったことと思う。もちろん、誤写の可能性も捨て切れないものの、諸書に「猪影」とみえる以上、かかる記載を前提にして考察を展開していくことが肝要となろう<sup>(50)</sup>。それでは、「猪影」とは具体的にどのようなものを指すのであろうか。前掲した「秦氏本系帳」の一節には、「馬繫<sup>レ</sup>鈴、人蒙<sup>レ</sup>猪影<sup>ヲ</sup>而驅馳」とみえ、馬に鈴をかけ、騎乗する者が「猪影」を蒙って、それを走らせたことが記されており、かかる行事が古い時期において賀茂祭の一部をなしていたことが窺える。平野邦雄氏は、「猪影」とは猪の頭のことを指すとするが<sup>(51)</sup>、そうであるならばただ単に「猪頭」と記せばよいわけで、少なからず躊躇を覚える。やはり、「猪影」は「猪頭」とは異なるものとして捉えるのが相応しかろう。

着目すべきは、「影」であるが、『時代別国語大辞典』上代編・「かげ【影・陰】」の項では、「姿」という意味が挙げられている。ただし、『角川古語大辞典』第1巻・「かげ【影・蔭・陰】」の項には、「人や物の姿」という語義が掲げられているものの、「光を受けて映し出される形をいう語であろうが、実体そのものをいうよりも、虚像をさすのが普通で、そ

の姿も輪廓や色彩がぼやけて頼りないもの、はかないもの、という意を伴うことが多い」という説明が付されていて、注意を要する。なお、「影」に関しては、『和名類聚抄』巻第2・鬼神部第3・神霊類第16に「霊（中略）日本記云く美太万く一云く美加介く」<sup>(52)</sup>とあることを踏まえると、霊魂（生命力）の意味も含んでいたことが知られ<sup>(53)</sup>、刮目される。

「人蒙猪影」とみえるので、人は「猪影」を被っていたことが押さえられ、具体的にはそれは衣服（外套のようなものか）と捉えるのがよからう。些か欠点が存するものの、「影」は姿を意味し、騎乗の者は猪の恰好をしていたとして差し支えあるまい。もっとも、「影」はまた霊魂（生命力）の語義をも有していることに留意すると、騎乗の者は猪の生命力を負っていたこととなり、つまるところ、かかる衣裳で身を覆うことで猪になりきって祭儀を実践していたことが察せられる。然りとすれば、「猪影」とは単なる繊維製品などではなく、猪皮、ひいては猪頭などを素材とする、神事のために特別に繕われた衣服であった公算が大きいのではなかろうか。要するに、「猪影」の「影」からは姿と霊魂（生命力）という二つの意味を汲み取っていく必要があると思われ、なかんずく、後者の点をも主張したかったがために、「影」という字が用いられるに至ったと推量する。

以上の見解が認められるとすると、想起すべきは、賀茂神社からはそう遠くないところに居住していたと目される「大猪甘人面」である。先に、「猪甘」は猪を捕獲・飼養してその肉や皮などを貢納すること、「人面」は神祭における衣服の作製に従事することを意味すると想定した。かかる点と「猪影」とを併せ考えるに、「大猪甘人面」は、賀茂祭の都度、猪皮などを用いて衣裳を製作していたことに因む氏名なのではあるまいか。祭祀に先立って猪を捕捉し、その皮を剥ぎ、それを主として用いて衣服を縫い合わせるという一連の作業をある男性集団が古くより担っていた。そのような伝統的な職掌に基づき、それら、ないしはそれらの後孫が「大猪甘人面」という賜姓に与るに至ったと判断する。

ところで、「秦氏本系帳」の一節には馬の数は明記されていないものの、『類聚三代格』巻第1・天平10年（738）4月22日勅の「会集人馬」などを参考にすると、多くの馬を走らせていたことが窺知され、結局のところ、そのような衣裳が多く作られていたことが想定される。7世紀後半の定姓という機能において画期的な意義を有した庚午、ないしは甲寅の造籍に際し、かかる氏名が定められた蓋然性は強いと目されるが、既述したように、遅くともその時期には賀茂祭が貴族の間に知れ渡っていたことが押さえられ、このことが「大猪甘人面」賜姓に大きな影響を及ぼしたものと推断される。さらに敷衍すれば、賀茂祭に際して猪を捕獲していたことが大きな原因となって、ヤマト王権により猪甘に編成さ

れるに至った可能性が高いと臆測する。

## 5 おわりに

小稿では、「山背国愛宕郡天平四年計帳断簡」にみえる「大猪甘人面」というすこぶる珍しい氏名について種々考究を試み、それが賀茂祭における猪皮などを用いた衣裳の製作に従事していたことに由縁することを指摘した。おそらく、それは「オホホカヒノヒトモ」と呼ばれていたであろう。「猪影」を用いる祭儀は、古い時代に賀茂社以外にも行われていた可能性は否定できないが、賀茂祭が人口に膾炙した殊に著名な祭祀であったがために、「大猪甘人面」という氏名が賜与されたと推定され、ゆえにかかる氏名を名乗る集団は、山背国愛宕郡とその周辺以外には存在しなかったのではないかと考える。

なお、賀茂祭について若干附言すると、馬を走らせることは後世においても確認されるものの、「猪影」についてはいつまで用いられたのかが判然としない。如上において「猪影」にまつわる私見を開陳したが、これを踏まえて、このような恰好をした理由とともに、ひいては賀茂祭執行の意義等について、広く外国における事例をも視野に入れつつ分析を施していく必要性を感じるが、全ては今後の課題としておきたい。

最後に、文中、猪甘（猪養・猪飼）について指摘した箇所が存するが、その具体的な職掌に加え、猪使連（宿禰）氏との関係など解決をみていない点が種々残されている。これらのことに関しては、別稿において詳しく説いていく所存である。

## 〔注〕

- (1) 宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』5 続修巻1～25（八木書店、1991年）117頁、『大日本古文書』正倉院編年文書之1－511頁。なお、彌永貞三氏は、1行目の冒頭部分を「（養 佐 比）□□□」とする（「山背国愛宕郡計帳について」『日本古代の政治と史料』，高科書店，1988年，初出1974年）。残画からすると、「秦佐比」である蓋然性は強い。ちなみに、当該文書では戸主川造安麻呂の妻として秦佐比佐古刀自売がみえる（『正倉院古文書影印集成』5 続修第12巻・134頁、『大日本古文書』正倉院編年文書之1－519頁）。
- (2) 彌永貞三注（1）前掲論文。
- (3) 『正倉院古文書影印集成』5 続修第12巻・137頁、『大日本古文書』正倉院編年文書之1－541頁。
- (4) 石母田正「天平十一年出雲国大税賑給歴名帳について」（石母田正著作集第1巻『古代社会論』，岩波書店，1988年，初出1938年）。
- (5) 岸俊男「山背国愛宕郡考」（『日本古代文物の研究』，塙書房，1988年，初出1978年）。
- (6) 『類聚三代格』巻第8・寛平8年（896）4月13日太政官符（『新訂増補国史大系』による）。

以下、特に出典を記さない史料は全てこれに依拠する)、長保4年(1002)2月19日「山城国珍皇寺領坪付案」(『平安遺文』古文書編第2巻-421号)、『類聚符宣抄』第1・寛仁2年(1018)11月25日太政官符など。これらの史料などを考え合わせるに、錦部郷の郷域は「上賀茂神社のすぐ南のあたりから東は松ヶ崎南は岡崎近辺にかけての、主として鴨川の東岸域」(須磨千穎「古代・中世の賀茂別雷神社と賀茂県主」<藤木正直・須磨千穎著『賀茂神社補任史』、財団法人賀茂県主同族会、1991年>)という広い範囲に求めることができよう。ちなみに、『新撰姓氏録』山城国神別・天神に錦部首、山城国諸蕃・漢に錦部村主(田中卓著作集9『新撰姓氏録の研究』、国書刊行会、1996年)が、「山背国愛宕郡天平四年計帳断簡」に錦部直(『正倉院古文書影印集成』5 続修第10巻・119頁、第12巻・134頁、『大日本古文書』正倉院編年文書之1-516・517・520頁)、錦部首(『正倉院古文書影印集成』5 続修第11巻・124頁、『大日本古文書』正倉院編年文書之1-525頁)、錦部(『大日本古文書』正倉院編年文書之1-543頁)がみえており、これらの氏族のいずれかの氏名に因む地名と考えられる。

- (7) 『増補史料大成』第11巻 中右記3による。
- (8) 安元元年(1175)成立の『行基年譜』に、天平6年(734)、行基67歳の時に、「山城国愛賀郡」において吉田院を設けたことがみえている(鈴木景二「行基年譜」<井上薫編『行基事典』、国書刊行会、1997年>)。「賀」は「宕」なしいは「當」の誤記であり、愛賀郡は愛宕郡を指すと見做されるので、吉田という地名は古くに遡ることが判明する。
- (9) 野間光辰編『新修京都叢書』第22巻(臨川書店、1972年)による。
- (10) 伴信友が著した『瀬見小河』1之巻・證文(文政4年<1820>成立。『神道大系』神社編8 賀茂に基づく)によると、国学者・波伯部(上田)百樹(文化9年<1812>没カ)の「山城国号考」において、上古の山代国の範囲は相楽・綴喜・久世等の3郡の辺りに求められることが説かれているという。また、歌人で国学者でもあった長沢伴雄(文化5年~安政6年<1859>)は「山城国号考」において、「山背といへるは、綴喜宮のほとりの郷の大名なりしを、後には一国におしわたれる名となれるなり」と述べている(井上頼国校訂『珍書文庫 百家叢説』第2編、国書出版協会、1911年)。
- (11) 『令集解』神祇令季夏条に引かれる「令釈」から、道饗祭の時に猪皮が用いられたことが知られる。『類聚三代格』巻第1・延暦20年(801)5月14日太政官符に、大祓の料物の一つとして猪皮が挙げられている。『延喜式』四時祭上および臨時祭に、道饗祭・宮城四隅疫神祭・畿内堺十处疫神祭・蕃客送堺神祭・障神祭などにおいて猪皮が用いられたことが記されている。その他、正倉院宝物・中倉23・漆皮箱残片の材質は猪皮であることが報告されている(出口公長・竹之内一昭・奥村章・小澤正実「正倉院宝物特別調査報告 皮革製宝器材質調査」<『正倉院紀要』28、2006年>)。
- (12) 『延喜式』齋宮・主殿寮・典葉寮の各条から、猪膏が葉の素材となっていたことが押さえられる。また、『延喜式』主殿寮・諸司年料条や兵庫寮・大祓横刀条などから、大祓の太刀を瑩くためにそれが用いられていたことが知られる。
- (13) 天平6年(734)5月1日「造仏所作物帳断簡」に、「鉛熬調度」(続修第34巻所収<『正倉院古文書影印集成』6 続修巻26~50、八木書店、1993年、122・123頁、『大日本古文書』正倉院編年文書之1-572・573頁>)、「裁銅鑿刀等涅料」(国立歴史民俗博物館編『正倉院文書拾遺』、便利堂、1992年、94頁、『大日本古文書』正倉院編年文書之24-30頁)、「吹皮等練料」(『正倉院文書拾遺』103頁、『大日本古文書』正倉院編年文書之24-37頁)として猪脂が用いられたことが記されている。また、『延喜式』典葉寮・諸国進雑葉条および左右馬寮・馬葉条より、人・馬の葉の素材としてそれが用いられていたことが知られる。

- (14) 『続日本後紀』承和11年(844)11月壬子条、『類聚三代格』巻第1・元慶8年(884)7月29日太政官符。
- (15) 佐伯有清「猪養と猪使氏」(『日本古代氏族の研究』,吉川弘文館,1985年,初出1977年)。
- (16) 『令集解』神祇令孟夏条,延暦23年(804)8月28日『皇太神宮儀式帳』一年中行事并月記事・4月例(『神道大系』神宮編1),『延喜式』伊勢大神宮・神衣祭条など。
- (17) 神宮司庁編『大神宮叢書』度会神道大成 前篇(臨川書店,1970年)による。
- (18) 『神道大系』神宮編2による。
- (19) 『神宮典略』25・造宮織殿舞伎職掌・織殿職掌・人面(増補大神宮叢書2『神宮典略』中篇,吉川弘文館,2005年)。
- (20) 『神道大系』神宮編1による。
- (21) 嘉応2年(1170)8月27日左弁官下文に引かれる同年5月10日の神服機殿神部などによる注文(『神宮雜例集』巻第2・政印事)においても,「御糸奉納人面重次」のことがみえている。建久3年(1192)に注記され寛正5年(1464)に増補された『皇太神宮年中行事』4月のところに(『神道大系』神宮編2),神御衣神事における神部・人面・織子らの勤行次第が詳しく記されている。
- (22) 井上光貞「カモ県主の研究」(井上光貞著作集第1巻『日本古代国家の研究』,岩波書店,1985年,初出1962年)。
- (23) 『神道大系』古典註釈編5 釈日本紀による。
- (24) 神道資料叢刊8『新校 本朝月令』(皇學館大學神道研究所,2002年)による。
- (25) 賀茂祭に関しては,肥後和男「賀茂傳説考」(肥後和男著作集第1期『日本神話研究』,アジア図書センター株式会社,1985年,初刊1938年),座田司氏「御阿礼神事」(『現代神道研究集成(4)』祭祀研究編I,神社新報社,1999年,初出1960年),坂本和子「賀茂社御阿禮祭の構造—阿禮乎止賣の奉仕を中心として—」(『國學院大學大学院紀要』3,1972年),土橋寛「賀茂のミアレ考—日本のフェティシズム—」(土橋寛論文集下『日本古代の呪禱と説話』,塙書房,1989年,初出1987・88年),義江明子「玉依ヒメの実像」(『日本古代の祭祀と女性』,吉川弘文館,1996年,初出1989年),西村さとみ「平安京の祭礼」(『平安京の空間と文学』,吉川弘文館,2005年,初出1994年),三宅和朗「賀茂斎院の再検討」(佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の祭祀と仏教』,吉川弘文館,1995年),同「古代賀茂祭の特質」(金子裕之編・奈良国立文化財研究所学報第57冊『日本の信仰遺跡』,奈良国立文化財研究所,1998年),所功『京都の三大祭』第I章(角川選書,1996年),同「賀茂大社と祭礼の来歴」(三好和義他著『日本の古社 賀茂社 上賀茂神社・下鴨神社』,淡交社,2004年),岡田莊司「御阿礼神事と聖婚儀礼説」(國學院大學大学院文学研究科創設五十周年記念論文集『伝統と創造の人文科学』,國學院大學大学院,2002年)などを参照した。
- (26) 『万葉集』巻第6・1017番歌の題詞(小島憲之・木下正俊・東野治之校注・訳・新編日本古典文学全集7『萬葉集②』,小学館,1995年)。
- (27) 伴信友『瀬見小河』1之巻・證文。
- (28) 『国立歴史民俗博物館蔵 貴重典籍叢書』文学篇第14巻 歌学書3(臨川書店,1999年)。
- (29) 橋本不美男・後藤祥子著『袖中抄の校本と研究』(笠間書院,1985年)。
- (30) 久曾神昇編,風間書房,1958年。
- (31) 古澤義則編纂『未刊国文古註釈大系』第3冊(帝国教育会出版部,1934年)。なお,『萬葉緯』巻第18については,荊木美行「賀茂別雷神社三手文庫所蔵『萬葉緯』について—巻第十八「諸書所引風土記」を中心に—」(『風土記逸文の文献学的研究』,学校法人皇學館 出版部,2002年,

初出1999年)を参照。

- (32) 廣岡義隆『可茂社』(上代文献を読む会編『風土記逸文注釈』, 翰林書房, 2001年)。
- (33) 冷泉家時雨亭叢書第78巻『詞林采葉抄 人丸集』(朝日新聞社, 2005年)。
- (34) 片桐洋一監修・ひめまつの会編著『詞林采葉抄』(大学堂書店, 1977年)。
- (35) 佐佐木信綱編・萬葉集叢書第10輯『萬葉学叢刊』中世篇(古今書院, 1928年)。
- (36) 他に, 木村正辭所蔵本を底本とし, 井上頼國博士所蔵本によって対校したとする『国文註釈全書』(本居豊顕・木村正辭・井上頼國校訂, 國學院大學出版部, 1910年)には「猪願」(「願」の左に「影イ」という傍書がある), 寛永8年(1631)以降の書写となる宮内庁書陵部所蔵藤浪本では「猪願」(注く34)前掲書)と記されている。
- (37) 『瀬見小河』1之巻・證文。
- (38) 『瀬見小河』2之巻・別記。
- (39) 『賀茂注進雜記』については, 所功『「賀茂注進雜記」に関する覚書』(『京都産業大学日本文化研究所紀要』創刊号, 1996年)を参照。
- (40) 第2・祭礼・年中御神事次第(『賀茂注進雜記』, 賀茂別雷神社, 1973年, 初版1940年)。
- (41) 『伊呂波字類抄』3・加・諸社・賀茂社に, 「本朝事始云」としてみえている。室町時代初期に書写された大東急記念文庫蔵本(『室町初期寫 十卷本 伊呂波字類抄』巻3・4, 雄松堂出版, 1987年), 伴信友校本の複写に当たる正宗氏十卷本を底本とする正宗敦夫編『伊呂波字類抄』(風間書房, 1965年)を参照した。
- (42) 『河海抄』巻第12。伝一条兼良筆本の天理図書館蔵本(天理図書館善本叢書<sup>ちよ</sup>和書之部第71巻『河海抄 傳兼良筆本二』, 八木書店, 1985年), 宮内省図書寮本を底本とする国文註釈全書版復刻・日本文学古註釈大成 源氏物語古註釈大成第6巻『河海抄・花鳥余情』(本居豊顕・木村正辭・井上頼國校訂, 日本図書センター, 1978年), 文禄5年(1596)の書写記のある天理図書館蔵本を底本とする玉上琢彌編『紫明抄 河海抄』(山本利達・石田穰二校訂, 角川書店, 1968年)を参照した。
- (43) 『年中行事抄』4月・中西日・賀茂祭事(『続群書類従』第10輯上 官職部・律令部・公事部)。
- (44) 『二十二社註式』(『二十二社式』)賀茂。『群書類従』第2輯 神祇部, 内閣文庫蔵本を底本とする『日本庶民生活史料集成』第26巻 神社縁起(三一書房, 1983年)収録のものを参照した。
- (45) 『諸社根元記』上巻・賀茂(『神祇全書』第1輯)。
- (46) 『松尾社家系図』における若彦の譜文(『続群書類従』第7輯下 系図部)。ちなみに, 『松尾社家系図』および『二十二社註式』においては, 賀茂の乗馬の濫觴を欽明28年(567)のこととしており, 前出の『日本書紀』欽明28年条を参看して記されたことが想定される。
- (47) 大間茂・所功編『賀茂社関係古伝集成』(『京都産業大学日本文化研究所紀要』6 別冊付録, 2001年)。
- (48) 秋本吉郎校注, 岩波書店, 1958年。
- (49) 植垣節也校注・訳, 小学館, 1997年。ただし, 逸文および参考の部分は廣岡義隆執筆。なお, 武田祐吉編『風土記』(岩波文庫, 1937年), 久松潛一校註・日本古典全書『風土記』下(朝日新聞社, 1960年), 小島環禮校註『風土記』(角川文庫, 1970年)なども「猪頭」とする。
- (50) 岡田精司氏は, 各地の民俗芸能や祭礼慣行において「猪の頭」をかぶる事例を全く見出すことができないとして, 「鹿頭」の誤りではないかと指摘している(『奈良時代の賀茂神社』同編『古代祭祀の歴史と文学』, 塙書房, 1997年)。しかしながら, 確証を提示しているとは言い難

く、俄に首肯することができない。なお、三宅和朗氏も、「猪」字の誤写の可能性に配慮するものの、最終的にはそのような理解を採らないことに落ち着かれている（「カモ神社の御阿礼祭」〈歴史文化ライブラリー 111『古代の神社と祭り』，吉川弘文館，2001年〉）。

- (51) 平野邦雄・人物叢書 新装版『和気清麻呂』（吉川弘文館，1986年）。
- (52) 古辞書叢刊刊行会編『原装影印版 古辞書叢刊 和名類聚抄（二十卷本）大東急記念文庫蔵』（雄松堂書店，1973年）。
- (53) 大野晋「古事記講義―海幸・山幸の話／倭建命の話 第二講」（『仮名遣と上代語』，岩波書店，1982年，初出1966年）を参照。